



SHINKOニュース

NO.184
令和2年7月1日
信光陸運株式会社

「より安全に より迅速に より高い品質の提供」

2020年度 年間スローガン「調和の心を磨こう」～私とあなたで築き上げよう、誇れる品質を～

【道路交通法・自動車運転死傷行為処罰法の改正】

あおり運転（妨害運転） 厳罰化

近年、交通事故・交通トラブルの中でも、あおり運転が横行し社会問題となって来ています。そうした中、道路交通法改正によりあおり運転行為が「妨害運転」と規定され、2020年6月30日より施行されました。

また、自動車運転死傷行為処罰法（自動車の運転によって人を死傷させる行為などの処罰に関する法律）も改正され、「妨害運転」が「危険運転死傷罪」の適応対象として追加され、2020年7月2日から施行されています。

ユーチューブなど動画投稿サイトにて、よくその映像が公開されていますが、自分が安全運転をしていても、交通ルールも守っていても標的にされてしまうケースが散見されます。

法律を事前に知っていることは、巻き込まれてしまった場合でも落ち着いて対処できるきっかけになると思います。主な内容を下記表に記載いたしますので、参考にしてください。

(1) 妨害運転(交通の危険のおそれ)	
他の車両等を妨害する目的で、特定の違反行為(別表)を行うことにより、他の車両に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転	
罰 則	
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点数25点(免許取消:欠格期間2年)	

(2) 妨害運転(著しい交通の危険)	
(1)の罪を犯し、高速自動車等(高速自動車道・自動車専用道路)にて、他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた運転	
罰 則	
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点(免許取消:欠格期間3年)	

特定の違反行為	
①通行区分違反	⑦警音器使用制限違反
②急ブレーキ禁止違反	⑧安全運転義務違反
③車間距離保持違反	⑨最低速度違反
④追い越し違反	(高速自動車道)
⑤減光等義務違反	⑩駐停車違反
⑥進路変更禁止違反	(高速自動車道他)



7月の安全重点目標

※繁忙期の事故撲滅!

- ・危険のリスク回避
- ・正しい積載と検品

※感染症・熱中症対策

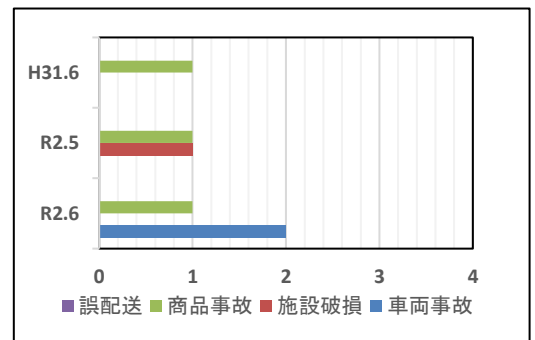
- ・新型コロナウイルス
(検温・マスク・手洗い
・消毒・うがい等)

- ・熱中症対策
(定期的な水分・塩分補給)

6月度月度品質結果

協力会社含む

	R2.6	R2.5	対前月比%	H31.6	対前年比%
車両事故	2	0	増加	0	増加
施設破損	0	1	減少	0	-
商品事故	1	1	100%	1	100%
誤配送	0	0	-	0	-
計	3	2	150%	1	300%





【社内統制及び連絡事項について】

- ①服装及び夏季の身だしなみについて
制服・ズボンの裾上げ・スリッパ等(道交法)・無精髭など禁止の徹底及び制服着用の徹底。
- ②安全衛生より
 - ・夜間勤務従事者検診について
7月11日(土)、7月18日(土)両日で行います。対象者は点呼場に掲示してありますので受診日・受診場所は各自確認をお願いいたします。
 - ・感染症について(新型コロナウイルス)
緊急事態宣言が解除されてからは時間が経過するにつれ、首都東京を中心に感染者が増加傾向に転じてきています。
今のところ経済活動維持に重きを置いた政策となっているため、強い規制は出ていませんが、専門家によっては既に第2波が始まっているとの見方をする方もおみえです。
新型コロナウイルスは短期間で終息するのは難しく、インフルエンザなどの様に継続的に付き合っていかななくてはならないと考えられますので、引き続き注意してください。
日常業務においては下記の通り、感染予防に留意の上、継続徹底をお願いします。
 - (1)出庫前の検温
 - (2)荷主関係施設・配送先・自社施設内(点呼場ほか)でのマスク着用
 - (3)ソーシャルディスタンス(社会的距離)の保持徹底
- ③夏の交通安全県民運動
7月11日(月)から7月20日(月)にて実施されます。
『重点目標』………子供と高齢者の安全な通行確保と高齢者運転の交通事故防止
自転車の安全利用推進
全ての座席シートベルトとチャイルドシートの着用
飲酒運転の根絶
- ④バック事故等の防止対策:簡易型カラーコーンの配布
[使用目的]
物流センター以外の施設、現場等でバックする際、トラック後方(カメラ設置車は確認できる位置)へ設置後バックする
後方の安全確認がしづらい場所などにおいても設置後バックする
現場荷卸時など安全確保のために設置

